

3. 関連計画

(1) 国、北海道の上位計画

① 北海道住宅基本計画

	内 容
計画名称	北海道住生活基本計画
計画期間	平成 19 年 2 月策定 平成 18 年度から 27 年度までの 10 年間
計画内容	<p><住宅政策の目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全で安心な暮らしの創造 2. 北海道らしさの創造 3. 活力ある住宅関連産業の創造 <p><住宅政策の推進方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 子どもから高齢者、障がい者まですべての人が安全に安心して暮らせる住まい・環境づくり 2. 誰もが良質な住宅を確保できる仕組みづくり 3. 豊かな自然環境を保全・活用する住まいづくり、まちのにぎわいを創出する住まいづくり 4. 北海道経済や地域の活性化を支える住宅関連産業の振興
公営住宅施策に関わる事項	<p><公的賃貸住宅の供給></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 多様な住宅困窮者の需要に対し住宅セーフティネットとして推進 2. 安全で安心な住生活の実現を図る総合的な施策展開として展開 3. 事業収支の適正化や民間事業者との役割分担による整備の推進
その他の事項	<ul style="list-style-type: none"> ・本計画を踏まえ、市町村住宅マスタープランの見直しに取り組む ・北海道地域住宅計画への一本化と地域住宅交付金の活用

② まちなか居住指針

	内 容
計画名称	まちなか居住の進め（まちなか居住推進のための参考書、専門書）
計画期間	平成 16 年 3 月策定
計画内容	<p><基本理念> 多世代が安心・便利な住宅・住環境づくり</p> <p><目 標 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 少子高齢時代に対応する安心・便利な住宅、住環境づくり 2. 人口減少時代に対応するコンパクトな都市づくり、多世代が住み合うコミュニティづくり 3. 暮らしと地域の産業が結び合う活力ある地域システムづくり
公営住宅施策に関わる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・居住に不安を感じる高齢世帯、住宅確保の困難な高齢世帯へ住宅供給 ・子育て世帯へ広くゆとりのある住宅の供給、共働き世帯や主婦が子育ての支援を得られる環境づくり ・多世代が住み合う地区の実現による防犯、除雪、祭事活動の入実 ・借り上げ公営住宅建設による民間資金の導入
その他の事項	—

③ 環境共生型公営住宅の供給

	内 容
計画名称	北海道環境共生型公共賃貸住宅整備指針
計画期間	平成13年3月策定
計画内容	<p><基本理念> 北国らしい高性能で、うるおいのある住まいづくり</p> <p><基本目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 環境、省エネ、防災に対する良質な住宅ストックの構築 2. 地域の特性と自然環境を活かした豊かな居住環境の形成 3. いきいきとした少子高齢化社会を支援する安全で快適な居住環境の実現 <p><基本方向></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地球環境の保全（ローインパクト） <ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーの実施と自然エネルギーの利用 ・資源の有効活用と廃棄物の削減 2. 周辺環境との親和性（ハイコンタクト） <ul style="list-style-type: none"> ・生態的豊かさの形成と地域性の調和 ・内外の連関性の確保と自然の恩恵の享受 3. 居住環境の健康・快適性（ヘルス&アメニティ） <ul style="list-style-type: none"> ・安全と健康・快適性 ・豊かな集住活動の支援
公営住宅施策に関わる事項	—
その他の事項	—

④ 安心居住推進方策

	内 容
計画名称	北海道公営住宅等安心居住推進方針
計画期間	
計画内容	<p><目 的 ></p> <p>子どもからお年寄りまで安心して豊かに暮らせる住まいの実現を目指し、居住者の年齢や性別、身体状況等の相違にかかわらず、できるだけ多くの人を対象とするユニバーサルデザインの視点に立った公営住宅等の整備の方向性を示す。</p> <p><基本方針></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 安全で安心して暮らせる住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・あらかじめバリアを取り除いたシンプルなつくり 2. 自立した生活がおくれる住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・在宅介護に配慮した、暮らしやすい部屋の広さを確保 3. いきいきとすこやかに暮らせる住宅 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な住まい方に対応できる柔軟性への配慮

④ 安心居住推進方策（つづき）

	内 容
公営住宅施策 に関わる事項	<p><公営住宅等の設計方針（7つの視点）></p> <ul style="list-style-type: none"> 安全：災害や事故など危険につながらないこと 安心：防犯や緊急時の対応など安心できること 自由：生活する上での自由度が高いこと 簡単：わかりやすく使い勝手がよいこと 連続：行動の連続性が確保されていること 交流：入居者間や地域とコミュニケーションがしやすいこと 快適：四季を通じて快適に暮らせること
その他の事項	—

⑤ ユニバーサルデザイン

	内 容
計画名称	北海道ユニバーサルデザイン公営住宅整備指針
計画期間	
計画内容	<p><整備目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 自活性能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅内部に段差等のバリアがなく、安全に移動できること ・シンプルで使いやすい平面計画とすること ・操作がわかりやすく使いやすい住宅設備とすること 2. 介護性能の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・主寝室や便所について介助に支障のない広さを確保すること ・住戸内や共用部について車イスでの移動に支障のないこと 3. 多様性への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・多様な世帯が暮らしやすい平面計画とすること ・居室や収納の使い方等の柔軟性を高めること
公営住宅施策 に関わる事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住戸部分 <ol style="list-style-type: none"> 1-1. 住戸部分共通項目： <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能が低下した高齢者や車イス使用者（以下、高齢者等と称す）が、安全に住戸内を移動でき、日常動作を行えること ・全ての入居者がわかりやすく使いやすい住宅設備とする ・地震発生時の住戸内での被害を抑え、入居者の避難が安全に行えること 1-2. 玄関・ホール： <ul style="list-style-type: none"> ・身体機能が低下した高齢者等が、安全に移動し動作を行えること ・ベビーカー・シルバーカーを容易にできること 1-3. 便所： <ul style="list-style-type: none"> ・全ての入居者が安全に使用できること ・子どもの付添いや身体機能が低下した高齢者の介助が容易に行えること 1-4. 浴室： <ul style="list-style-type: none"> ・子どもから高齢者まで、安全に使用できること ・子どもの付添いや身体機能が低下した高齢者のシャワー使用が支障なく行えること

⑤ ユニバーサルデザイン（つづき）

	内 容
公営住宅施策 に関わる事項 (つづき)	<p>1-5. 洗面・脱衣室： ・身体機能が低下した高齢者等が、安全に使用でき、浴室や便所への移動に支障がないこと。</p> <p>1-6. 主寝室：・在宅介護を想定した広さを確保すること</p> <p>1-7. 居間・食事室・台所 ・身体機能が低下した高齢者等が、安全に日常動作を行えること。</p> <p>1-8. 収納 ・入居世帯の家族構成や収納量等に柔軟に対応できるように配慮すること ・身体機能が低下した高齢者等が安全に使用できること</p> <p>2. 共用部分</p> <p>2-1. 共用部分共通事項： ・全ての利用者が安全・安心に生活できること</p> <p>2-2. 共用廊下：・全ての利用者が安全・安心に移動できること ・車イス使用者と歩行者が安全にすれ違いできること</p> <p>2-3. 共用玄関： ・全ての利用者が安全・安心に移動できること ・全ての利用者がわかりやすく使いやすい設備とすること</p> <p>2-4. 共用階段：・子どもから高齢者まで、安全に昇降できること</p> <p>2-5. エレベーター：・全ての利用者が、安全・安心に使用できること</p> <p>2-6. 外部通路 ・全ての利用者が、共用玄関から外周道路・団地駐車場まで安全・安心に移動できること</p>
その他の事項	—

⑥ 長寿命化計画（参考）

	内 容
計画名称	公営住宅等長寿命化計画策定指針
計画期間	平成 21 年 3 月策定
計画内容	<p><策定の視点> ライフサイクルコスト削減の観点から、以下の取組を通じ予算の効率化・合理化を図る。</p>
公営住宅施策 に関わる事項	<p>1. 住棟毎の整備・管理台帳等、データベースの整備</p> <p>2. 長寿命化に関する基本方針</p> <p>3. 長寿命化のための維持管理・改善計画</p> <p>4. 効率的なストック更新に係るシミュレーション</p> <p>5. 地域ニーズに合致した住宅供給</p> <p>6. ライフサイクルコスト削減の取組みの促進</p>
その他の事項	北海道住宅課課長通達に準拠

(2) 村の関連計画

1) 上位計画

① 総合計画

	内 容
計画名称	第6次猿払村総合計画 北方に輝く地域力の源泉 ふるさと猿払 —— 私たちが守り育て、創りあげる自立と調和のふるさと ——
計画期間	平成23年3月策定 計画期間 平成23年度～平成27年度
計画内容	基本理念 自然 豊かな自然と共生する循環型の村づくり ひと 心豊かなひとづくりと人々の交流が活発な村づくり むら だれもがいつまでも快適に暮らせる村づくり 村づくりの方向性 <ol style="list-style-type: none"> 1. 厳しくも豊かな自然環境と共生します 2. 利便性が高く、住み良い快適な村をつくりまます 3. 安心して生活できる環境を整えます 4. 心豊かで感性あふれる人を育みます 5. 基幹産業の強化と新たな産業振興に挑戦します 6. 健やかに暮らせる村をつくりまます 7. 参加と交流による一体感ある村を築きます 8. 健全で効率的な行財政基盤を確立します
公営住宅施策に関わる事項	<施策の視点> 快適性や安全性に配慮した住宅や良好な宅地を供給します <基本方針> 公営住宅等長寿命化計画の策定 住宅新築者への支援の実施 ユニバーサルデザインの公営住宅の建設 公営住宅の適正な管理 <成果指標> 持家住宅建設促進（北方型住宅）：年6棟以上
その他の事項	<高齢者福祉の充実> 高齢者向け公営住宅の建設に向けた検討 <協働に向けた役割> 村 民：持ち家の建設、適正な公営住宅の利用 事業者：賃貸住宅の建設 行 政：公営住宅の適正な管理

② 住宅マスタープラン

	内 容
計画名称	猿払村住宅マスタープラン 集落の個性を生かした、地域の定住や滞在を図る多様な住まいづくり
計画期間	平成 16 年 3 月策定 平成 16 年度～22 年度（平成 27 年度までに見直し予定）
計画内容	<p>目 標 集落の個性を生かした、地域の定住や滞在を図る多様な住まいづくり</p> <p>基本方針 誰もが安心して暮らせる定住の環境をつくる 持続可能な集落コミュニティのしくみをつくる 地場産業の発展を支える 交流やにぎわいの場の機会をつくる 村民が誇れる美しい街並みをつくる</p> <p>住まい・まちづくりの施策の柱 美しく、魅力ある住宅・宅地の供給 高齢者等が安心して暮らせる住宅・住環境の形成 自治会、集落コミュニティの活性化 一時滞在者のための住宅の確保</p>
公営住宅施策 に関わる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した村営住宅の建替え （鬼志別地区）借り上げ公営住宅の検討 まちなかへの戸建て公営住宅の建設 （その他の集落）公営住宅の直接建設 ・高齢者が協働して暮らす公営住宅の建設（コレクティブ住宅）
その他の事項	・短期滞在居住実験の実施（用途廃止後の公営住宅等の一時的活用）

2) 関連計画

① 高齢者福祉計画

	内 容
計画名称	第4期猿払村高齢者保健福祉計画・猿払村介護保険事業計画
計画期間	平成21年3月策定 計画期間 平成21年度～23年度
計画内容	<p><基本理念> 健やかに暮らせるふるさとづくり</p> <p><重点施策></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 高齢期の生活の充実 2. 日常生活の持続に向けた取組みの充実 3. 在宅生活等の支援の充実 4. 地域ケア体制の充実 5. 福祉のまちづくりの推進
公営住宅施策に関わる事項	<p><高齢者向け住宅の確保> 体調不安や住宅維持管理の負担により、今の居住環境での生活が困難な高齢者に対し、高齢者協働住宅や集落からの住替え支援に努める。</p> <p><居住環境整備> 鬼志別団地に高齢者向け公営住宅（H19、1棟6戸）を建設し、介護認定者を含む6世帯が住み替え。 公営住宅建替え等の計画の際には建築場所や設備内容等について、設計に関わることができるよう調整を図る。</p>
その他の事項	<p><居住環境整備> 持ち家で、介護保険（住宅改修）を活用し、手すりの設置、トイレ改修、室内段差解消を進める。</p>

② 障がい者福祉計画

	内 容
計画名称	猿払村障害者福祉計画
計画期間	平成16年3月策定 計画期間 平成15年度から平成24年度
計画内容	<p><基本的な考え> 健やかに過ごせるふるさとづくり</p> <p><基本的方向></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 正しい障害者観の定着と社会参加の推進 2. 心の通い合う在宅サービスの推進 3. 障害者にやさしいまちづくりの推進
公営住宅施策に関わる事項	<p><生活環境の整備（住環境の整備）> 障害者が安全で快適な住宅を確保できるよう長期的な展望のもと住宅需要を見極めながら、障害者向け公営住宅の整備等、福祉型住宅の確保を図る。</p>
その他の事項	<p><持ち家の住宅改善支援> 住宅改善に関する各種助成制度の周知と利用の促進を図ると共に、利用者ニーズにあった住宅相談体制の整備を図ります。</p>

② 障がい者福祉計画（つづき）

	内 容
計画名称	猿払村障がい福祉プラン（第2期計画）
計画期間	平成21年3月策定 計画期間 平成21年度～平成23年度
計画内容	<p><基本方針></p> <p>猿払村に住む障がいをお持ちの方一人ひとりに対して要望の把握に努め、小さなことでもひとつずつ具体的な支援ができるよう行政や関係機関をはじめ地域全体で考え、連携して実行していきます</p>
公営住宅施策に関わる事項	<p><地域生活支援事業></p> <p>この事業のうち任意事業として「居住支援」があります。 (参考)市町村が地域の状況を踏まえ独自に実施する事業です</p>
その他の事項	—

③ 子育て支援計画

	内 容
計画名称	猿払村次世代育成支援行動計画（第二期（後期）計画）
計画期間	平成22年3月策定 計画期間 平成22年度～平成26年度
計画内容	<p><基本理念> 自然豊かな猿払で、子育て、子育て楽しい地域づくり</p> <p><基本目標></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地域における子育ての支援 2. 母性並びに乳児および幼児の健康の確保、増進と思春期対策 3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備 4. 子育てを支援する生活環境の整備 5. 職業生活と家庭生活との両立の推進 6. 子ども等の安全の確保 7. 援助を必要とする児童への取り組みの推進
公営住宅施策に関わる事項	<p><良質な住宅の確保></p> <p>村営住宅への入居に際し、入居要件の一つである人数と子どもを含む世帯や母子世帯に対し、配慮します。 今後は、困窮状態を重要視し、子どもを含む世帯や母子世帯に対し、配慮していきます。</p>
その他の事項	—

3) 住宅・建築物の施策

① 公営住宅の供給方針（参考）

	内 容
計画名称	猿払村公営住宅ストック総合活用計画
計画期間	平成 17 年 3 月策定 計画期間 平成 17 年度～26 年度（計画期間） 平成 27 年度～36 年度（構想期間）
計画内容	<p><公営住宅の課題> 老朽ストックの計画的な解消と適切な維持管理 定住人口の増加やまちづくりに資する公営住宅整備 高齢化の進行に対応した公営住宅整備</p> <p><公営住宅の役割> だれもが快適に暮らせる居住の場の提供 高齢者が安全に生活できる居住の場の提供 地域のまちづくりへの貢献</p>
公営住宅施策に関わる事項	<p><建替え> 鬼志別団地（20 戸、H18～H22）、浜鬼志別団地（32 戸、H21） 猿払団地・浅茅野団地・新小石団地（鬼志別団地に移転建替え）</p> <p><新設（名称は仮称）> 川沿団地（H22～H32）、JA 複合団地（H20）、生活支援団地（H21） 新浜鬼志別団地（H21～H27）</p> <p><維持保全> 緑団地、豊里団地、苗畑団地、新浜鬼志別団地、知来別団地、 浜猿払団地、新浜猿払団地、新浅茅野団地</p>
その他の事項	高額所得者、収入超過者の戸数を高齢者へ提供を図る

② 耐震改修計画

	内 容
計画名称	猿払村耐震改修促進計画
計画期間	平成 23 年 3 月策定 計画期間 平成 23 年度から 27 年度
計画内容	<p><計画の目標> 平成 27 年時点で耐震性が確保されている住宅 9 割を目指す</p>
公営住宅施策に関わる事項	<p>村営住宅に関しては、新耐震基準施行以降に竣工した建築物、もしくは新耐震基準施行以前に竣工した場合でも耐震性が確保されている建築物となっています。</p> <p>村営教職員住宅（教員・職員・病院等）に関しては、その 10%未満のみが、昭和 56 年以前に竣工した建物になっています。</p> <p>このため、公的住宅については、すでに耐震化の目標をクリアしています。</p>
その他の事項	—